

令和 6 年 7 月 2 9 日

市長 様

香芝市議会議長 川 田 裕
【質問者：川 田 裕】

質 問 状

香芝市議会基本条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり質問するので、
同条第 2 項により速やかに回答して下さい。

香芝市議会議員のパワハラ行為等（１）

昨今、兵庫県庁において知事のパワハラ行為の話題が連日報じられている。真偽の程は未知だが、お亡くなりになられた職員には、心からご冥福を祈り致します。

地方公務員法（以下、「地公法」という。）には、職員は、全体の奉仕者として、職務の遂行を全力で専念する職務の基本基準が規定される。それは、法令等又は上司の命に基づくものであり、その範囲を超える又は違法なものについては専念する義務はない。

また、特別職には地公法の適用はなく、地方公共団体の長、各執行機関の長は勿論、議員についても地公法の適用は受けない。また議員には、職員への指揮命令を行う権限はない。然しながら、最近の弊職の調査により驚くべく事件が発覚した。それは、香芝市議会議員によるパワハラ、違法不当及び不当要求（以下、「パワハラ行為等」という。）である。

現在、法律確認を行っていることから現時点での実名の公表は差し控えるが、パワハラ行為等について以下に質問する。

１．市議会議員が市民の税務に係る個別案件の協議している事件について

令和４年１月１１日に、某香芝市議会議員（以下「議員 A」という。）が香芝市民 B である〇〇氏（以下「市民 B」という。）の追徴課税の件で税務課を訪れ、市民 B の個人の追徴課税の事案について、議員 A 及び職員 2 名の計 3 名で協議している。

職員は、市民 B の個別案件について協議できる訳はなく一般論で回答しているが、議員 A は市民 B に代わって追徴課税の詳細を代弁している。その協議の内容では、議員 A から追徴課税に納得できない旨の説明があり、「支払いに納得できないのであれば裁判をすれば良いのではないか、また裁判費用が仮に 60 万円であれば、その支払い分で税金を支払えば解決できないかと言われ激昂されている。」との旨を職員から発言されたと市民 B の個別案件の内容を代弁している。職員はそれに対し一般論で、「税務課職員が決して裁判の話をする事はない。」と回答している。なぜなら、一般職員に裁判所に提訴する権限はなく、地方公共団体の長に提訴の提案権はあるが、その提訴は議会の議決を要するものである。故に、当然の回答と思慮する。しかし議員 A は議会の議決事項に関し、自ら市民 B の個別案件について職員に対し協議していることには驚きを隠せない。更に議員 A は、「市役所は裁判になれば弁護士費用を税金から支払われるが、個人は自腹で不利である。」と市民 B の個別案

件について提訴を阻止すると受け止められるような代弁までしている。それに対し職員からは地方税法第19条第1項の規定である「審査請求という制度を案内する。」と至極真つ当な応答をしている。

然しながら、納付又は納入の告知は地方公共団体の長が、納税者又は特別徴収義務者に行うものであり、議員Aに行ったものではなく、香芝市は他人の徴収金について説明する義務もない。議員Aが他人の追徴課税について担当課と協議を行う行為はパワハラ行為等に抵触すると思慮するものであり、香芝市に質問するものである。

(1) 議員Aが、他人の追徴課税の事案について、担当課の職員の業務中に拘束し、協議を行っている。これ等の協議に香芝市職員が応じる義務はなく、市議会議員の立場を利用したものであり、パワハラ行為等に抵触すると思慮する。この事象については香芝市において既知であるが、パワハラ行為等について見解を示されたい。

(2) そもそも他人の追徴課税の事案について、市議会議員が協議を行うこと自体が違法ではないのか、香芝市の見解を示されたい。

(3) 上記した議員Aの行為がパワハラ行為等に抵触する場合は、香芝市政治倫理条例に規定する審査会に調査を依頼する事案に該当すると思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

2. 市議会議員が市民Bの税務に係る個別案件で職員に謝罪要求している事件について

上記した「1」の同事件内の話であるが、更に看過できない行為の確認ができています。議員Aは市民Bに代わって追徴課税について職員と協議を行っているが、その中で驚くべく要求を行っている。それは、協議に拘束されている職員に対して、「感情論でもめているので、気持ちよく納税してもらうために過去の過ちに対し謝罪してもらえないか。」と謝罪の要求を行っているのである。この行為は違法と言わざるを得ず、不当な要求でありパワハラ行為に抵触していると思慮するものである。尚、担当職員においては、この議員Aの不当な要求に対し、「税金の話にかかわらず職員への圧力要求である」旨の記録もされる。また、議員Aは、「決して税金を負けてくれと言っているのではないので、誰に言ってもらっても香芝市政治倫理条例には抵触しない内容である。」と自身の違法行為を正当化しようとしている。そもそも地方税法では、納税通知者は地方公共団体の長であり、長はもとより、担当職員に謝罪を求める行為はパワハラ行為等に抵触すると思慮する。また、市民Bの追徴課

税に対して議員 A が職員に対して謝罪要求を行う正当性など微塵もない。更に「過去の過ち」とは、香芝市が違法又は不当行為を犯しているとも受け取れるような発言を行い、追徴課税を行えば謝罪を求められる理由などある訳もなく、議員という優越的な関係に基づき、徴収業務の目的を逸脱させ、職員に義務のない謝罪を求めるなど、これらはパワハラ行為等と指摘せざるを得ない。

これらの議員 A の行為が事実ならば、納税の義務に対する重大な影響を及ぼす恐れもあり、看過できる問題ではないと言わざるを得ない。故に、上記した議員 A による担当職員に対する謝罪要求について、香芝市に質問するものである。

(1) 議員 A が、市民 B の追徴課税の事案について、その者へ香芝市の担当職員に謝罪を要求した行為について、重大なパワハラ行為等に抵触すると思慮する。これが事実なら議員 A の行為は悪質と言わざるを得ず、職員に対する冒涇であり遺憾である。この職員に対する納税を行えば謝罪を求められる行為について、香芝市の見解を示されたい。

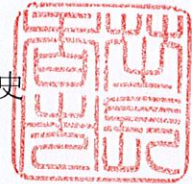
(2) 議員 A の納税を行えば謝罪を求められる行為について、市民 B は政治的意見若しくは政治的所属関係によって差別されてはならない訳であり、市議会議員の平等の原則を乱す行為は深刻であり公共の利益にも反する。職員の立場から考えると、平等に職務の遂行に専念しているにも拘らず、市議会議員から不当な要求を受ける辛さの大きさは計り知れない。また、この事件から約 2 年半の時間が経過し、現在において発覚した事情を鑑みれば、正常な職場環境でなかったと言わざるを得ない。香芝市においては調査も行われると思慮するが、職員の職務遂行に対して、職場の環境をどのように考えるか、見解を示されたい。

(3) 上記した議員 A の行為がパワハラ行為等に抵触する場合は、香芝市政治倫理条例に規定する審査会に調査を依頼する事案に該当すると思慮するが、香芝市の見解を示されたい。

香 秘 書 第 9 5 号
令和6年 8月26日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香芝市長 三橋 和史



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年7月29日付け川田裕議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

川田裕議員提出の文書質問に対する回答書

1 (1)について

一般に、市議会議員の立場を利用して市職員に対して不当な要求を行うことは、パワーハラスメントに該当する場合があります、許されないが、個別の事案については回答を差し控える。

1 (2)について

一般に、市議会議員が市職員に対して税務に関して要望等をするもののみをもって直ちに違法であるということとはできないと考えられるが、いずれにせよ、個別の事案が法の規定に違反するか否かについては具体の事実に基づいて判断されるべきものであり、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

1 (3)について

個別の事案については回答を差し控える。

2 (1)について

一般に、適正な事務が執行されている場合において、市職員が市議会議員からの要求に応じて謝罪する必要があるとは考えられないが、個別の事案については回答を差し控える。

2 (2)について

個別の事案については回答を差し控えるが、一般に、本市としては、職場における市職員の職場環境を害する市議会議員等の言動に起因する問題の解決の促進に取り組む必要があるものと考えている。

また、その一環として、令和6年7月29日には香芝市職員の職務に関する要望等の記録等に関する規則等を制定し、同年8月1日に施行したところであるが、これに基づいて市議会議員等からの市職員に対する要望等を記録して公表することとした。これにより、市職員の職場環境を害する市議会議員等の言動を一定程度抑止することも期待できるものと考えられ、職員等の職務遂行に当たっての心理的負担を軽減することができる環境整備を力強く進めていく。

2 (3)について

個別の事案については回答を差し控える。